

朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

1. 概要

朝霞市インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する埼玉県インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

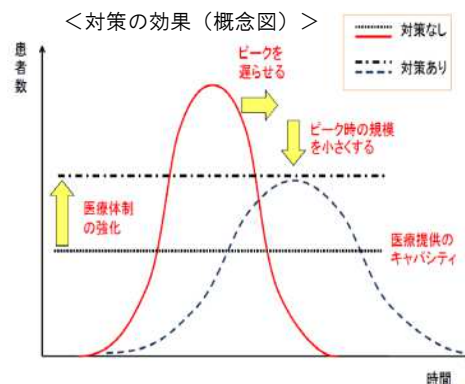
市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示しており、特定の感染症のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

このたび、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年1月に県行動計画が改定されました。それにあわせて、新型コロナ対応における課題や知見を総括し、政府行動計画及び県行動計画の改定も踏まえ、市行動計画を改定するものです。

2. 対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



3. 対策の基本項目

①実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国、県と相互に連携し、情報の共有等を行い連携体の構築を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、関係部局間での情報共有を行い、全庁的な対応を進める。
- ・ また、市対策本部の設置の準備を進め、対策の実施体制を強化する。

②情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 平時から、感染症に関する基本的な情報及び基本的な感染対策等の情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、情報収集の上、得られた情報や対策について迅速に情報提供する。
- ・ 市民への情報提供の際には、情報の受け手である市民等との双方向のリスクコミュニケーションを行うように努める。

③まん延防止

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延を防止するためには、市民一人ひとりの感染対策への協力が必要であることから理解の促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、市民に対し基本的な感染症対策に係る要請を行うとともに、必要に応じて、事業者や学校等に対し、営業時間の変更や、休業の要請等を行う。

④ワクチン

- ・ 国や県と連携し、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための体制の構築を進める。
- ・ 予防接種の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対して情報提供・共有を行う。
- ・ 国が提供するワクチンの効果・副反応等の情報について市民に情報提供・共有を行う。

⑤保健

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所等の関係機関と連携し、情報の共有等を行い連携体制の構築を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した際、県が行う当該患者等への健康観察・生活支援に協力する。
- ・ 有症状者等からの相談に対応する相談体制を構築する。

⑥物資

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症対策物資の備蓄を行う。
- ・ インフルエンザ等緊急事態において、物資が不足するときは、県と連携して近隣の自治体等と物資の供給に関し相互に協力するよう努める。

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

発行年月：令和8（2026）年5月

編集・発行：朝霞市健康部
健康づくり課

〒351-0011 朝霞市本町1-7-3
TEL:048-423-4360、FAX:048-466-7522
E-mail：kenko_zukuri@city.asaka.lg.jp